

西宮コミュニティ協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民による「豊かな人間性あふれる地域社会の創造」を目指し、全市的組織として設立された西宮コミュニティ協会(以下「協会」という。)の活動に要する経費に対し補助することにより、協会の健全な発展と活動を促進するとともに、地域のコミュニティ活動を支援することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 この要綱による補助の対象経費は、協会の主体事業である地域情報誌の発行に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 前条に掲げる経費は、地域情報誌の印刷費と編集委託料、レイアウト委託料の合計額とし、市は、予算の範囲内において補助金の額を決定し、協会に対し補助するものとする。

(交付申請の時期)

第4条 協会が行う補助金の交付申請は、協会の代議員会において、事業計画及び予算の決定が行われた後、すみやかに行うものとする。

(交付の手続)

第5条 補助金の交付の手続については、補助金等の取扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。)に基づき行うものとする。

(交付の時期)

第6条 補助金の交付の時期は、規則第16条ただし書きの規定により6月と10月とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年12月18日から実施し、平成19年度に交付する補助金より適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。